

箕面市勤労者互助会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、箕面市勤労者互助会規約（以下「規約」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従業員 職業の種類を問わず、事業主に雇用されている正規従業員及びパートタイム従業員をいう。
- (2) 会 員 箕面市勤労者互助会（以下「互助会」という。）に加入した従業員等をいう。
- (3) 事業所 正規従業員の数が300人未満で、物の生産又は、サービスの提供が業として行われている個々の事業所をいう。

(加入要件)

第3条 規約第4条第1項第2号に規定する会長が適当と認める者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員を兼ねる従業員
- (2) 事業主と生計を一にしている家族従業員
- (3) 事業所単位で従業員を一括加入させる事業主
- (4) 市内の居住者で市外の事業所に働く従業員

(加入方法)

第4条 規約第5条第2号に規定する会長が適当と認める者とは、市内の事業所と、その事業主が同一の市外の事業所及び市内の事業所（事業主が加入しない場合）に働く従業員及び市内の居住者で市外の事業所に働く従業員とし、事業所又は個人単位の加入とする。

(加入申請)

第5条 互助会に加入しようとする者は、月額1人500円の会費を添えて、互助会加入申込書（様式第1号）を提出し、会長の承諾を得なければならない。

(加入の承諾)

第6条 会長は、前条の加入申し込みを承諾したときは、次の各号に掲げる書類を会員に交付するものとする。

- (1) 互助会加入承諾書 (様式第2号)
- (2) 互助会会員証 (様式第3号)
- (3) その他関係書類

(会費の納入)

第7条 規約第7条第1項に規程する会費は、1期分（3箇月分）を四半期毎に一括し、次の各号のいずれかの方法により、納入しなければならない。ただし、会費は、分割して納入することができない。

(1) 各四半期（4月、7月、10月、1月）の前月の5日（5日が銀行休業日のときは、その翌営業日）までに、互助会が指定する金融機関に納入

(2) 各四半期（4月、7月、10月、1月）の前月の20日（20日が銀行休業日のときは、その翌営業日）に互助会が指定する金融機関において実施する預金口座振替による納入

2 第4条に規定する個人単位で加入する者については、会費を個人で納入するものとする。

3 各四半期の中間に新規加入する者については、加入する月の前月25日（25日が休日のときは、その翌日）までに、当該四半期分の会費を互助会事務局に納入しなければならない。

(退会手続)

第8条 互助会を退会しようとする会員は、箕面市勤労者互助会退会（一部退会）申出書兼会費返還請求書（様式第4号）に互助会会員証を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、事業所単位で退会するときは、箕面市勤労者互助会退会申出書に互助会会員証を添えて、会員全員の同意に基づく互助会退会同意書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

(退会の承諾)

第9条 会長は、前条の退会を承諾したときは、互助会退会承諾書（様式第6号）を会員に交付するものとする。

(住所等の変更届)

第10条 互助会の会員は、次の各号の一に該当したときは速やかに互助会会員（事業所）住所等変更届出（様式第7号）を会長に提出しなければならない。ただし、氏名の変更があった場合は会員証を提出し、会員証の再発行を行うものとする。

(1) 事業所単位で加入した会員については、会員（事業主）の事業所名・代表者・所在地・電話番号及び会員（従業員）の氏名・住所・家族・電話番号に変更があったとき。

(2) 個人単位で加入した会員については、会員の氏名・住所・家族・電話番号に変更があったとき。

(3) 転勤・退職・死亡・新規採用等の異動があったとき。

(共 済)

第11条 会員に共済事由が発生したときは、所定の手続きを経て、別に定める共済金を給付するものとする。

(福利厚生事業)

第12条 互助会は福利厚生に関する事業として、文化・教養・リクレーション及び健康管理等の事業を行う。

(委 任)

第13条 この規定の施行について必要な事項は、理事長が別に定める

附 則

この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に発生した事項については、
なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。